

佐賀労働局発表
令和6年 8月 7日(水)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 北村 雅道
室長補佐 岩竹 健太郎
(電話) 0952-32-7179

報道関係者 各位

「佐賀県最低賃金」改正の答申について

佐賀地方最低賃金審議会(会長 甲斐 今日子)は、佐賀労働局長(城 寿克)から本年7月11日に佐賀県最低賃金改正決定の諮問を受けて専門部会において調査審議を続けてきましたが、午前中に開催される当該専門部会にて結審した場合には、下記により開催される予定の第445回佐賀地方最低賃金審議会において、佐賀県最低賃金の改正について答申を行う予定です。

記

1 日 時

第1候補日 令和6年8月7日(水) 午後2時00分から(予定)

第2候補日 令和6年8月9日(金) 午後2時00分から(予定)

第3候補日 令和6年8月20日(火) 午後2時00分から(予定)

*注1 審議状況については、各開催日の午後1時頃上記照会先あて御連絡ください。

*注2 専門部会が午後0:30を超える場合は、開始時間が午後2:30からとなります。

2 場 所

佐賀第2合同庁舎5階 大会議室1
(佐賀市駅前中央3丁目3-20)

3 議 題(予定)

(1) 佐賀県最低賃金の改正について

(2) 佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について

(3) その他

参考

最低賃金とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められている。

今後の審議

佐賀地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の「目安」を踏まえ、地域の実情（賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果（引上げ額等）について審議会会長から局長に対して答申がなされる。

これを受け、局長は異議申出に係る公示を行い、異議が提出された場合には、改めて同審議会において審議を行い、その結果が答申される。

これを受け、局長は新たな最低賃金額等を決定し、官報公示を経て発効する。

佐賀県の最低賃金

900円（令和5年10月14日から効力発生。前年から47円引上げ。）

なお、全国で最も高い地域別最低賃金は東京都最低賃金の1,113円。佐賀県最低賃金は、九州では福岡県最低賃金の941円に次ぎ2番目に高い。全国加重平均は1,004円。